学校におけるいじめ防止等に関わる基本方針(令和3年度)

石川県立金沢西高等学校

1 いじめ問題への基本姿勢

○ いじめの定義〔文部科学省 ()内は「いじめ防止対策推進法第2条」を参考〕) いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃 (インターネットを通じて行われるものを含む)を受けたことにより、精神的な苦痛を感じ ているもの」とする。なお、起こった場所は学校内外を問わない。

【全教職員に必要な認識】

- ① いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであること
- ② 「いじめのない学校づくり」のためには、生徒の自己有用感に視点を置いた規範意識の醸成が大切であること
- ③ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底しなければならないこと
- ④ 生徒一人一人を大切にする意識や態度が重要であること
- ⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努めなければならないこと
- ⑥ いじめを認めたときには迅速かつ適切な対応が重要であること
- ⑦ 情報を全教職員で共有して組織的に対応することが重要であること
- ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないこと

2 いじめを理解する

- ① いじめの熊様
 - ・ 言葉でのおどしや冷やかし、からかいを受ける。
 - 集団から無視される。
 - ・仲間はずれにされたり、不自然に机や椅子が離されたりしている。
 - ・ 暴力行為を受ける。
 - 持ち物を隠されたり、掲示物の作品や机に落書きされたりする。
 - ・ お節介、親切の押し付けを受ける。
 - インターネットや携帯電話のメール等への悪口の書き込みをされる。
 - ・ 自分の持ち物でないものが、机やロッカー等に入れられている。
 - たかりをされたり、使い走りをさせられたりする。
 - 係決めなどで、ふざけ半分に推薦される。
 - 部活動で、練習のふりをしてボールをぶつけられる。
 - ・ その他(持ち物を傷付ける)(虚偽のうわさを流す) 等

② ネットいじめ

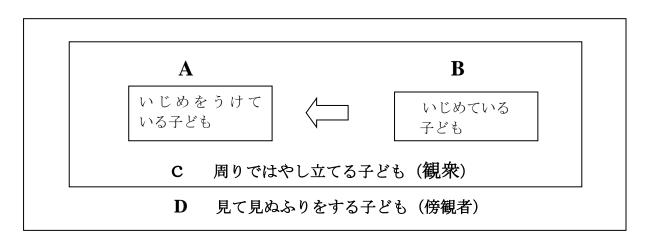
「ネットいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。また、近年普及しつつあるスマートフォンのラインによるいじめ被害も増えている。「ネットいじめ」には、次のような特徴があると指摘されている。

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行えるため、子供が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に記載された個人情報や画像は、情報の加工が安易にできることから、 誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流失した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子供の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子供の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

このような「ネットいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、 全教職員が「ネットいじめ」の特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取り組みを行っていく必要がある。

③ いじめの四層構造

いじめは、単にいじめられる側といじめる側との関係だけでとらえることはできない。いじめの四層構造をしっかり理解しておくことが大切である。



- ・ AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識しておく必要がある。
- ・ 観衆や傍観者の立場にいる CやDの子どもも、いじめを助長していることを認識する必要がある。
- 3 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置 (← いじめ防止対策推進法第2条)
 - ・ 上記の組織として、「いじめ問題対策委員会」を常設する。
 - この委員会は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、保健相談課長、学年主任、生 徒課生徒指導担当、生徒課部活動担当、教育相談担当、養護教諭及び必要に応じて、いじめ対 応アドバイザー、関係機関職員等で構成する。
 - ・ 校内のいじめ防止や早期発見のための具体的な取組を定期的に点検・評価し、その有効性を検 証しながら「学校いじめ防止基本方針」を見直していく。(PDCAサイクル)
 - ・ 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、常設チームが主体となっていじめの理解や基本姿勢の 共通認識等の校内研修を実施して教職員の意識改革を推進していく。

4 いじめの未然防止への措置 (←同法第15条)

【学級担任、教科担任等】

- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学 級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり(観衆)、見て見ぬふりをしたり(傍観者)する行為もいじめを肯定していることと理解させ、とりわけいじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりする ことのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

【生徒課部活動担当】

- 部活動を通して生徒どうしの好ましい人間関係が築かれるよう指導に配慮する。
- ・ 部員一人一人の活躍の場に十分配慮し、生徒が自己存在感や自己有用感を実感できる活動を目 指す。
 - ▶ 部・同好会・クラス単位による挨拶運動
- ・ ボランティア活動を通して他者や地域へ貢献し、生徒の自己有用感を高めることにより規範意 識の醸成を図る。
 - ▶ さわやかクリーン活動
 - ▶ 部単位によるボランティア活動 (清掃活動、病院・保育所での演奏会など)
 - 図書文芸部や図書委員による読み聞かせ活動
- ・ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。
 - ▶ 学校を明るくするポスターや標語制作

【生徒課生徒指導担当】

・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

【教育相談担当、養護教諭】

・ 相談室だよりや保健室だより等を通して、いじめ撲滅のメッセージを発信したり、効果的なストレスの発散方法などを紹介したりするなど、生徒の健全な精神衛生管理を推進する。

【管理職】

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に 計画的に取り組む。
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極 的に設けるよう教職員に働きかける。

5 いじめの早期発見の取組 (← 同法第16条)

【学級担任、教科担任、部活動顧問等】

- ・ 全学年で定期的に個人面談を実施し、いじめの早期発見を図る。
- 日頃から生徒理解と好ましい人間関係づくりの構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みの把握に努める。
- ・ 保護者との連絡を密に図り、特に家庭訪問等による面談を積極的に行う。
- ・ 昼休みや放課後等の校内巡視を学年団で実施し、生徒の様子等を把握する。

【教育相談担当、養護教諭】

・ 相談室や保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと 何か違うと感じたときは、その機会を捉えて悩みを聞く。

【生徒課生徒指導担当】

- 年3回以上実施するアンケート調査等を定期的に取り組むこととする。
- ・ いじめ相談電話窓口について生徒、保護者へ周知する。
- ・ 昼休みや放課後等の全教職員による校内巡視を実施し、学校全体で生徒の実態を把握する。

【管理職】

- 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

6 いじめに対する措置 (← 同法第23条)

(ア) 情報を収集する

【学級担任、養護教諭等】

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める(暴力を伴ういじめの場合 は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見の通報を受けた場合は、速やかに関係生徒に対して事実確認を行い、いじめの正確な実態 把握に努める。
- その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

【いじめ問題対策委員会】

- 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を収集する。
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(イ) 指導・支援体制を組む

【個別案件対応班】

- ・ いじめの事案に対し、正確な実態把握・支援等を行う対応班を組む。
 - ▶ いじめられた生徒やいじめた生徒への対応
 - ▶ その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加えながら、組織的に対応する。

(ウ-A) 子供への指導・支援を行う(「委員会」で決定した指導・支援体制に基づく)

【いじめられた生徒に対応する教員】

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、 いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情 を高めるよう留意する。

【いじめた生徒に対応する教員】

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行 為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた生徒に対しては、特別指導により校内の別室や必要がある場合には家庭において指導 し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等と も連携して対応する。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、根本的な解決を図る。
- ・ 不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、身近にいる友人や教員等に相談したり、運動や読書などでストレスを発散したりするなどして的確に乗り越えていく力を育むよう指導する。

【学級担任等】

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を 行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせ ることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為である ことを理解させる。

【いじめ問題対策委員会】

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力 を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を 行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(ウ-B) 保護者と連携する(「委員会」で決定した指導・支援体制に基づく)

【担任を含む複数の教員】

- ・ 家庭訪問(加害、被害の両者に対して、担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実 関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安 を除去する。
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に 提供する。

7 家庭・地域の役割

(ア) 家庭・地域を含めたいじめ防止に向けての連携

・ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命と心身の保護を最優先に考え、学校・ 家庭・地域住民をも含め、大人一人一人の目で見て未然防止・早期発見に努めて行けるよう日 頃から学校が中心となり連携を深めていくことが重要である。

(イ) 保護者の責務等

・ 保護者にわが子がいじめを行うことのないよう日常の生活等のコミュニケーションを学校側と 密にし、規範意識の向上に相互協力して努めることを理解してもらう。そのために学校公開や 懇談会等その他の行事に積極的に参加していただくよう協力を求めていく。

8 重大事態への対応

(ア) 重大事態とは

「いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や疑いがあると認めるとき」や「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがあると認めるとき」は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、いじめ問題対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で迅速に調査し事態の解決にあたる。

(イ) 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ・第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報収集 と記録、共有
- ・いじめの事案の確認を行い、結果を設置者へ報告

→ (事実不在)・個別指導のもと (確認) 経過観察

<重大事態の発生>

- ・学校は、教育委員会に重大事態の発生を報告
- (a)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合等)
- (b)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。 一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- *「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」



<学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断>

- ・次の対応手順に従って重大事態への最善を考慮して対処に当たる。
- (1) 学校を調査主体とした場合 県教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。
 - ①学校長の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と 直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参画を図ることにより、 当該調査の公平性や中立性を確保するように努める。
 - ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の 特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
 - ・これまでに学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に 応じて新たな調査を実施する。
 - ③いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。 (適時・適切な方法で、経過報告をする。)
 - ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報の保護を楯に説

明を怠ることがあってはならない。

- ・得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合あること を念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等 の措置を行う。
- ④調査結果を学校の設置者(県教育委員会)に報告 (設置者から地方公共団体の長等に報告)
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒 又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
- (2) 学校の設置者(県教育委員会)が調査を行う場合
 - ①設置者の指示の下、資料提供など調査協力
- 9 いじめ防止等のための基本的な方針の改定(令和元年度)を受けての見直し、【追加事項】
- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況やその確認について
 - ①いじめ防止における取組を学校評価の項目に位置付け、その達成目標を設定するとともに年度末にはその達成状況を評価する。
 - ②学校いじめ基本方針は、学校ホームページに掲載し、入学時・各学年の開始時に生徒、保護者、 関係機関等に説明を行う。
 - ③学校いじめ基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ問題対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込んで検証を行う。
 - ④年度におけるいじめ認知件数が零の場合、その状況を学校HPに公表するとともに、集会にて 全校生徒にも事実の伝達を行って共通理解を図る。また、新年度のPTA総会においては前年の いじめ認知件数が零であったことを報告するものとする。
- (2) いじめ防止対策においての共通理解の徹底について 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことが、 法23条第1項に違反し得ることを、校内教職員研修で周知徹底し共通理解を図る。
- (3) いじめが「解消している」状態と判断する2つの要件について
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

(相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする)

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認することとし、教員側の主観で判断しない。)

- (4) SNS等のインターネット上でのいじめ行為について 生徒に対してインターネット上でのいじめについては、重大な人権侵害にあたり、被害者等に深 刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- (5) いじめの重大事態について 国のいじめ防止基本方針及び重大事態ガイドラインにより適切な対応を行っていく。

平成26年3月策定令和3年2月改定